

中間まとめに関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

募集期間 平成28年7月25日～同年8月12日

意見総数 214件

分類	主な意見の概要
1. デジタル教科書の使用形態について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙の教科書とデジタル教科書の内容を同一のものとし、紙の教科書を基本にしながらデジタル教科書を併用することは、現時点でデジタル教科書を導入する上で妥当な結論である。 ○ 紙の教科書にも、線を引いたり、書き込んだりすることができる等の良さがあるので、デジタル教科書と紙の教科書の併用が望ましい。 ○ デジタル教科書は、動画を視聴したり、インターネットに接続して様々な情報を得たりすることができる。一方で、紙の教科書は複数のページを行き来して見比べたりすることができる等の書籍としての特性がある。そのため、デジタル教科書と紙の教科書の併用が望ましい。 ○ ICTを活用した授業の良さは様々なところで実証されているが、その中でも、ノートや黒板の活用は欠かせないものとなっている。日本で長年培われ、大きな成果を挙げてきた従来の授業スタイルと併せて、デジタル教科書も活用し、それぞれの特性を生かす形が効果的である。 ○ 「紙の教科書に代えて」となると自宅でのインターネット環境等により、家庭学習に支障の出る児童生徒がいると予想される。現時点では紙の教科書の使用を必須とした上で、デジタル教科書を補足的に使用することとすべき。 ○ 「紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学習内容に応じて、教科の一部（単元等）の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する」という形態については、現在のデジタル教材と同様のものであり、デジタル教科書を教科書として位置付ける必要はない。

分類	主な意見の概要
2. デジタル教科書の使用による効果・影響について	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル機器の長時間使用による依存症や、視力や脳の発達等の健康面への影響が懸念される。医学的な側面からしっかりと検証すべき。
3. 障害のある児童生徒に対する配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文字・図表の拡大や音声による読み上げに留まらず、障害のある全ての児童生徒に対する合理的配慮について十分な検討が必要である。 ○ 色覚障害等によって、画面上の文字や画像が見えづらいという児童生徒もいるため、そのような児童生徒への配慮も求められる。 ○ 多くのOSやデバイスには、様々なアクセシビリティ機能が組み込まれているため、特別支援教育のために別のコンテンツを用意する必要はない。むしろ、デジタル教科書のアクセシビリティを最大限高め、様々な学習スタイルに対応できるようにすることを優先すべき。
4. 導入時期について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育現場は日々変化する社会に、スピード感をもって対応すべきであり、デジタル教科書の導入は可能な限り早く実行されるべき。次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入し、使用できるようにすることが望ましい。 ○ 指導者用「デジタル教科書」の導入を進めた上で、学習用のデジタル教科書の導入を進めるべき。 ○ 次期学習指導要領の実施に合わせることも重要かもしれないが、デジタル教科書の導入による効果・影響や、デジタル教科書と紙の教科書の違い等について十分な検討を行う必要がある。また、現場の教職員の研修のための準備期間等も必要であり、拙速な導入は避けるべき。
5. 教科書検定制度との関係について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙の教科書と同一内容のデジタル教科書について、改めて検定を経る必要はないとすることは、現時点でデジタル教科書を導入する上で妥当な結論である。 ○ 可変性のある内容や膨大な量の動画・音声について、検定を経ることが困難であるとしているが、検定を経ていないものを教科書として位置付けることは適当ではない。

分類	主な意見の概要
6. 教科書無償給与制度との関係について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少なくとも、義務教育段階においては全国の学校の「基本的な教育環境」は均質であるべきであり、もしデジタル教科書が有償となれば、自治体の財政力による格差が生まれたり、保護者の経済力によって教育の機会均等が保障できなくなったりする可能性があるため、デジタル教科書についても、紙の教科書と同様に無償で給与すべき。 ○ 高等学校段階においても、デジタル教科書の購入に係る保護者負担は最小限に抑えるべき。 ○ デジタル教科書の導入について各自治体の判断とされれば、自治体や地域によって教育格差が生じたり、広がることが懸念される。
7. デジタル教材の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教材の選定の最終的な権限と責任は教育委員会が持つべき。また、国が、デジタル教材の選定の観点や方法等についてのガイドラインを策定する場合には、各自治体の判断を縛ることがないよう留意すべき。 ○ デジタル教科書とデジタル教材の一体的な使用を円滑に行うための実証研究を行うことが必要。 ○ デジタル教科書準拠のデジタル教材を円滑に作成できるようにするために、著作権法第33条の権利制限の規定をデジタル教科書にも適用させる法改正を行うことが望ましい。また、デジタル教科書で使用された著作物を、デジタル教材において複製利用する場合には、報酬請求権化して許諾不要とする法改正を併せて行うことが必要。 ○ デジタル教科書と一体的に使用される音声や動画等の教材、また、デジタル教科書に準拠する学習教材についても、権利制限の対象とし、円滑に二次利用できるようにすることが望ましい。 ○ 今後、デジタル教材については、様々な主体によって様々な内容のものが作成され、その種類が飛躍的に増加することが考えられることから、内容の質や教科書との関連性等を客観的に評価する第三者的な民間機関が設けられてもよい。

分類	主な意見の概要
8. 著作権の権利制限について	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教科書と紙の教科書では、その公共性について何ら変わるものではないので、デジタル教科書についても、紙の教科書と同様の権利制限規定が設けられるべき。
9. 周辺環境の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ○ どの学校に通っていても同じように学習できるように、国がネットワーク環境の整備に対して補助すべき。また、へき地等に対しては特に必要性が高い。 ○ 情報端末の1人1台配備を国の補助等によって進めることが望ましい。 ○ 教職員の技能向上が必須である一方で、多忙な教育現場への配慮も必要である。 ○ 情報管理体制を万全にするべき。 ○ 各学校にICT支援員等の人員配置を確保する必要がある。
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教科書による学習活動と紙の教科書による学習活動との成果・効果等の違いを実践を通して検証すべき。 ○ デジタル教科書は、個々の児童生徒の理解を深めるための補助的な教材としては有効かもしれないが、学び合いが深まるとは限らず、授業においては人と人とのコミュニケーションこそが重要である。